



地方公共団体における災害対策機能の維持に係る 非常用電源の確保に関する緊急調査結果

消防庁では、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」及び「台風第 21 号」の影響により、停電が発生したため、地方公共団体の災害対策機能に支障が生じた事例がみられたことから、都道府県及び市町村において、災害対策本部が設置される庁舎等における非常用電源の確保状況等について緊急調査を実施しました。

この度、都道府県及び市町村における平成 27 年 10 月 1 日現在の非常用電源の確保状況等について、取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、消防庁では、非常用電源が未設置もしくは災害への対策がとられていない団体等について、必要な取組を進めるよう通知を発出したします。

今後も災害時における対応に万全を期するよう地方公共団体に対し働きかけを行ってまいります。

1 調査対象

都道府県 47 団体、市町村 1,741 団体

2 調査基準日

平成 27 年 10 月 1 日

3 調査内容

- (1) 浸水想定区域内に災害対策本部が設置される庁舎の状況
- (2) 非常用電源の設置状況
- (3) 非常用電源の災害への対策状況
- (4) 非常用電源の使用可能時間

4 調査結果の概要（別添資料参照）

以下のとおり、非常用電源が未整備の団体や、災害時に非常用電源が適切に稼働しないおそれのある団体がみられた。

- 非常用電源については、都道府県では全団体で整備されていたが、市町村では 265 団体（全市町村のうち 15.2%）が未整備
- 非常用電源が整備されている団体であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず非常用電源の浸水対策がなされていない団体が、都道府県では 3 団体（非常用電源が整備済で浸水のおそれのある団体のうち 20.0%）、市町村では 199 団体（同 38.9%）

5 消防庁の対応

本調査結果を受けて、本日、消防庁では、地方公共団体に対し、以下の取組等を進めるよう、通知を発出。

- 非常用電源とその燃料の確保を図ること
- 非常用電源については浸水や揺れに対する措置を講ずること

■調査結果の概要については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。



(連絡先) 消防庁国民保護・防災部防災課
加藤災害対策官、永岡防災企画係長
塚原事務官

TEL 03-5253-7525 (直通) Fax 03-5253-7535

地方公共団体における災害対策機能の維持に係る 非常用電源の確保に関する緊急調査結果

調査の概要



○調査目的

「平成27年9月関東・東北豪雨」及び「台風第21号」の影響により、停電が発生したため、地方公共団体の災害対策機能に支障が生じた事例がみられたことから、都道府県及び市町村において、災害対策本部が設置される庁舎等における非常用電源の確保状況等を緊急に調査したもの

○調査実施者

消防庁

○調査対象

都道府県47団体、市町村1,741団体

○調査基準日

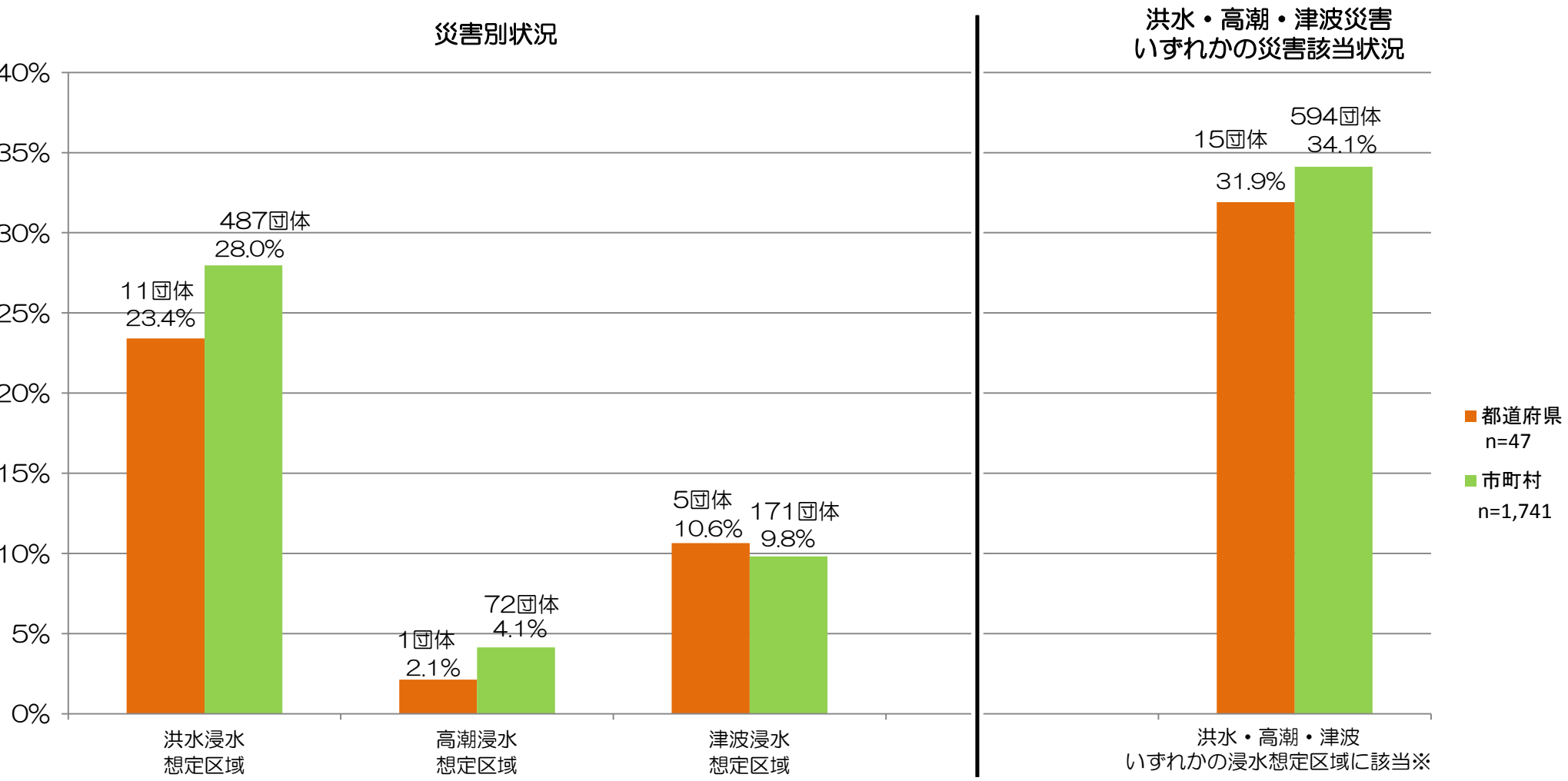
平成27年10月1日

○回収率

100% (47/47都道府県、1,741/1,741市町村)

1 浸水想定区域内に災害対策本部が設置される庁舎の状況

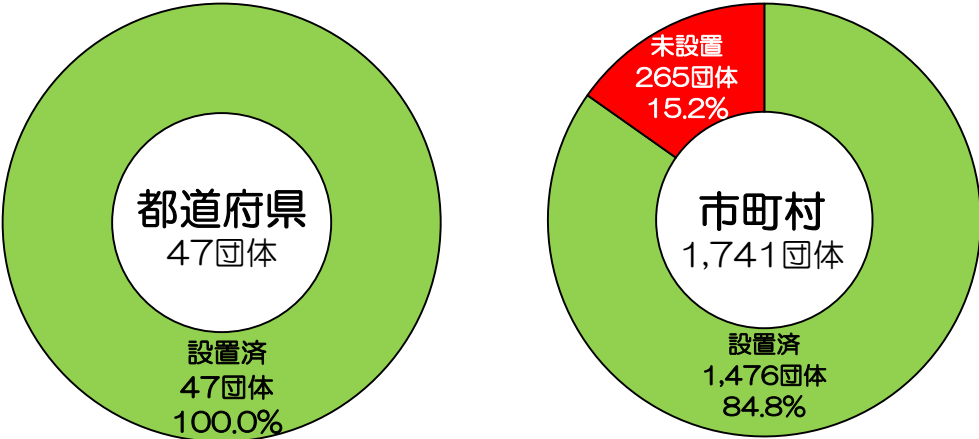
○都道府県・市町村のいずれも約3割の団体が浸水想定区域内に災害対策本部を設置予定



※複数の浸水想定区域に該当している団体があるため、災害別状況の合計とは一致しない。

2 非常用電源の設置状況

非常用電源の設置状況



○非常用電源は、
都道府県では
全ての団体で設置済

市町村では
265団体(15.2%)が未設置

非常用電源が未設置の団体について

・「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において、
電気の確保は特に重要な要素として位置付け

「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（抜粋）
（平成27年5月 内閣府（防災担当））

4. 業務継続計画の特に重要な6要素
（3）**電気、水、食料等の確保**
停電に備え、**非常用発電機とその燃料を確保**する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。

- ・災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。
- ・孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。



未設置の団体は、
「非常用電源とその燃料」を早急に確保
することが重要。

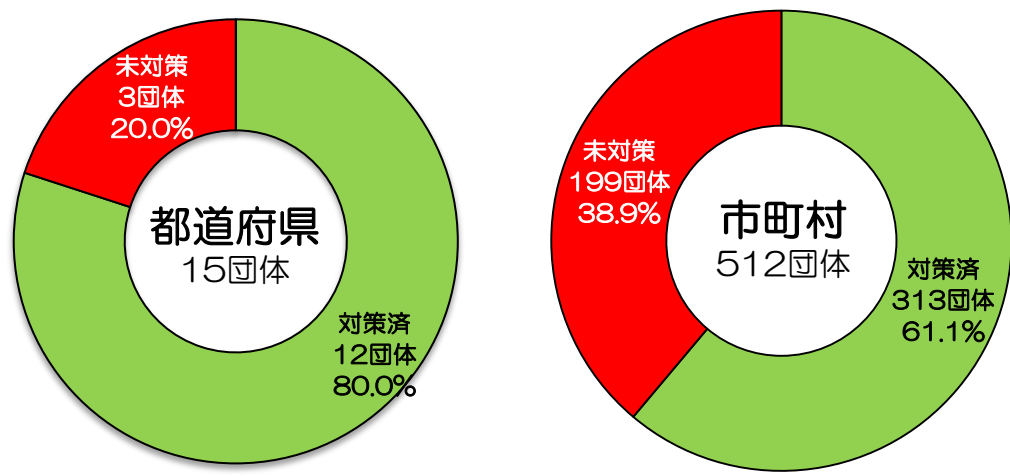
※非常用電源は緊急防災・減災事業債の対象事業

緊急防災・減災事業			
施設等	・防災拠点施設	・防災資機材等備蓄施設	・非常用電源
	・防災行政無線のデジタル化		・公共公用施設耐震化
	・避難所において防災機能を強化するための施設		・消防救急無線のデジタル化
	・高機能消防指令センター（消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限り）		・消防団の機能強化を図るための施設

3 非常用電源の災害への対策状況①

浸水に対する対策

※非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれが有る団体が対象



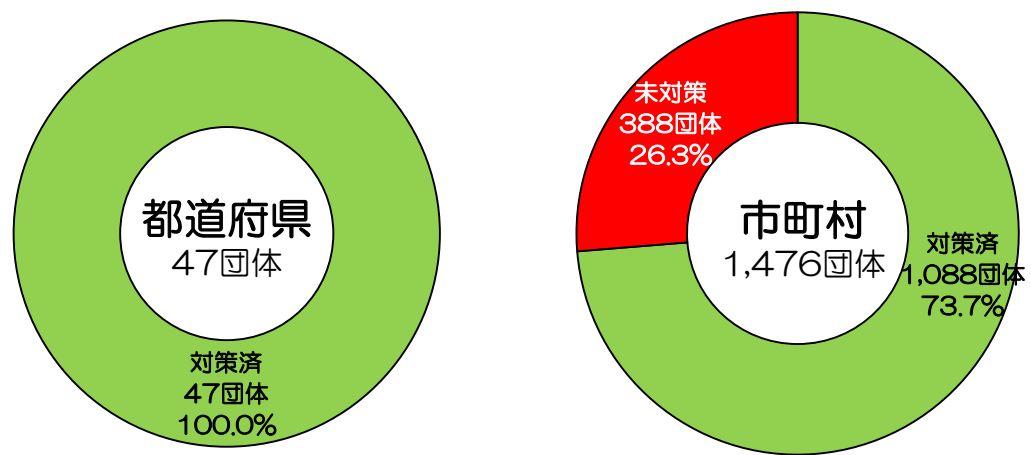
○非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれが有る団体のうち浸水対策をしていない団体は、都道府県では3団体（20.0%）市町村では199団体（38.9%）

○水害の主な対策としては、

- ・ 想定浸水深より上部に設置
- ・ 水が入らない構造の部屋に設置
- ・ 浸水防水板または土のうを準備などがみられた。

地震に対する対策

※非常用電源設置済と回答した団体が対象



○非常用電源を設置済と回答した団体のうち地震対策をしていない団体は、都道府県は無し市町村では388団体（26.3%）

○地震の主な対策としては、

- ・ 建物が耐震化済で、発電装置等が転倒防止措置済
- ・ 屋外にアンカーボルト等で固定し設置などがみられた。

3 非常用電源の災害への対策状況②

非常用電源等の災害対策について

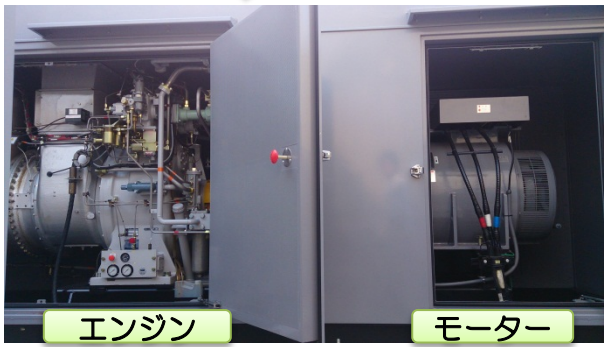
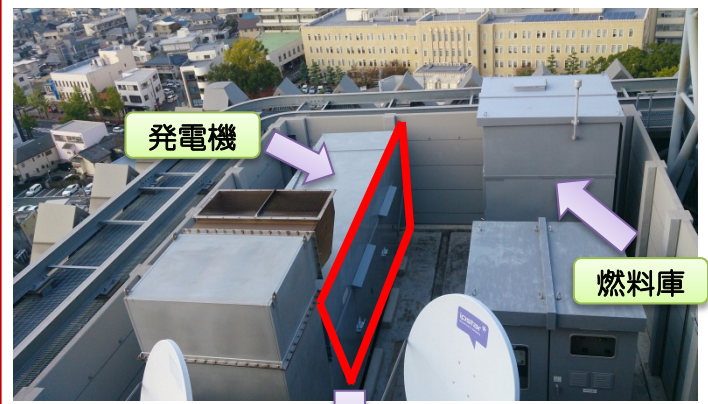
- 被災地の地方公共団体は、庁舎も被災している可能性があり、適切な措置を施していなければ、非常用電源が稼働できない事態も想定される。



災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、**揺れや、浸水に備えた**非常用電源の確保が重要。

浸水に対する対策例

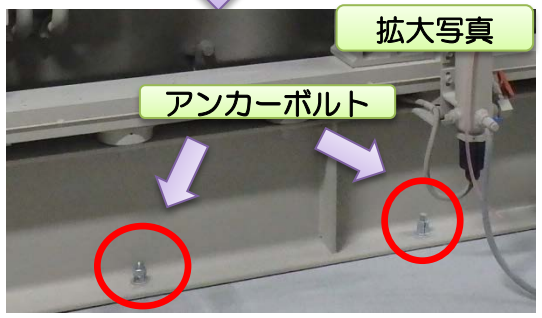
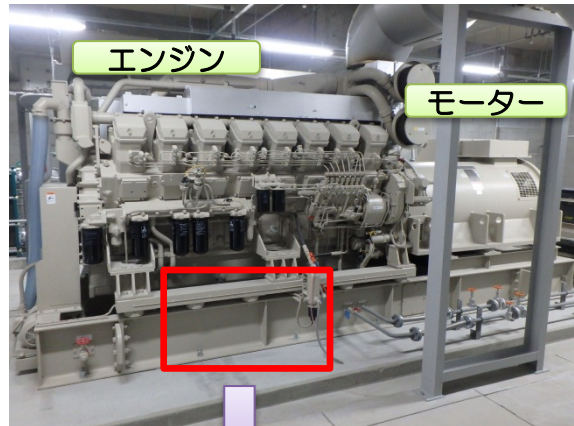
屋上に非常用電源を設置



提供：和歌山県庁

地震に対する対策例

耐震化されている建物内にアンカーボルトにて固定

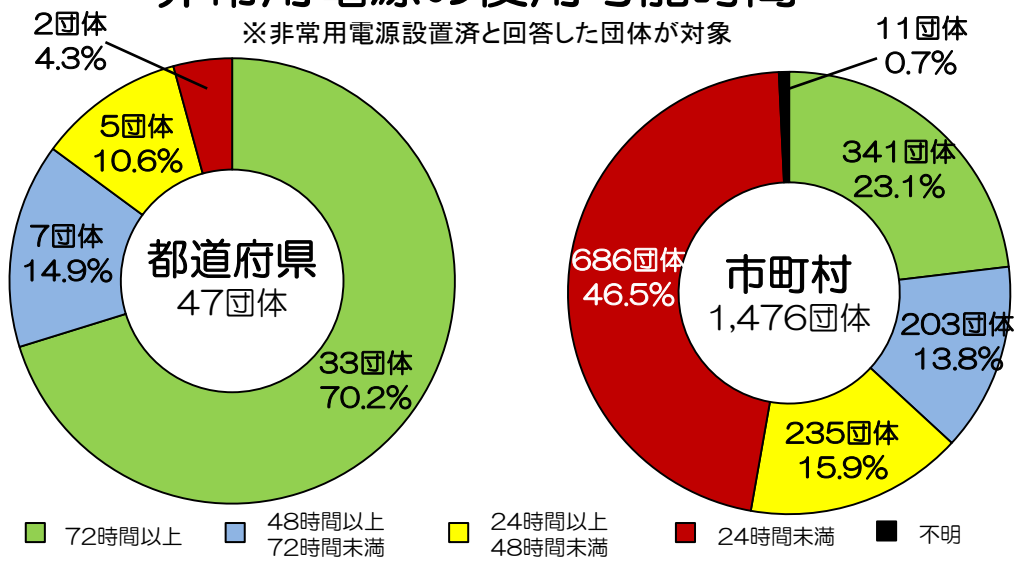


提供：北海道庁

4 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間

※非常用電源設置済と回答した団体が対象



○非常用電源の使用可能時間は、
都道府県では**72時間以上**の団体が**33団体 (70.2%)**で最も多く、
市町村では**24時間未満**の団体が**686団体 (46.5%)**で最も多い。

非常用電源の使用可能時間について

- 一般に、発災後「**72時間**」を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に地方公共団体の機能が低下することは致命的となるおそれがある。
- さらに、停電も**長期化**する場合もある。

平成27年台風第21号(与那国町) : 5日間で100%復旧
平成27年9月関東・東北豪雨(常総市) : 5日間で100%復旧
平成26年8月豪雨(広島市) : 7日間で約99%復旧
平成23年東日本大震災(東北電力管内) : 8日間で約94%復旧



○人命救助の観点から重要な「**72時間**」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。
○停電の長期化に備え予め燃料販売事業者等と協定を締結しておくなど、**1週間程度**は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。